

市役所窓口アンケートへのご協力ありがとうございました

令和5年11月1日～15日にかけて市役所窓口の
接遇についてのアンケート調査を実施しました。そ
の集計結果をお知らせします。

今後も市民の皆さんに満足してもらえる窓口を目
指し、改善に取り組んでいきます。

回答数
484

窓口の場所

評価	件数	構成比
分かりやすい	458	95%
分かりにくい	11	2%
無回答	15	3%

対応時間

評価	件数	構成比
早い	366	76%
普通	111	23%
遅い	2	0%
無回答	5	1%

窓口の対応全般

評価	件数	構成比
満足	428	88%
どちらでもない	41	8%
不満足	3	1%
無回答	12	3%

言葉遣い・話し方

評価	件数	構成比
良い	432	89%
普通	48	10%
悪い	1	0%
無回答	3	1%

身だしなみ

評価	件数	構成比
適切である	416	86%
普通	61	13%
ふさわしくない	1	0%
無回答	6	1%

笑顔・あいさつ

評価	件数	構成比
できている	429	89%
どちらでもない	41	8%
できていない	6	1%
無回答	8	2%

名札

評価	件数	構成比
見えた	409	85%
見えにくかった	26	5%
見えない	25	5%
無回答	24	5%

問合せ 市民サービス推進委員会事務局（市市民課市民係内）（☎22-2111 内線1002）

猫に関するトラブルが増えています

室内で飼いましょう

猫は食事とトイレ、上下運動ができる空間と寝床があれば室内だけで飼育できます。交通事故や感染症*の危険性から守り、ふん尿などの近隣トラブルを起こさないために室内で飼いましょう。

※県内ではマダニが媒介する感染症が発生していて、猫が感染して死亡した例があります。

飼い猫には首輪・迷子札をつけましょう

迷子になったとき飼い主に連絡が取れるように、首輪に迷子札（飼い主の名前、住所、電話番号を記載）を着けましょう。

マイクロチップを装着しておくと、飼い主の元に戻ってくる可能性が高くなります。

避妊・去勢手術を受けさせましょう

猫は自分で繁殖を制御できません。生まれてくる子猫に責任が持てないなら手術を受けさせましょう。手術を受けることで、発情のたびにくる心身のストレスが回避でき、穏やかな性格になります。また、生殖器由来の病気の予防や問題行動の防止にもなります。

野良猫への無責任な餌やりはやめましょう

かわいそうだからと野良猫に餌をあげると、あっという間に繁殖し、その猫のふん尿やいたずらで近隣トラブルにつながります。飼えないなら無責任に餌をあげるのはやめましょう。

情報ひろば

内容が変更になることが
あります。詳しくはお
問い合わせください。

お知らせ

3月定例会市議会を 開催します

市議会では、市民の皆さんに議会活動や市政の方向性が分かる本会議を傍聴してもらうため、インターネットで議
会中継を配信していて、市内各
コミセンや家庭のパソコンでも
視聴することができま
す。ただし、コミセンで視聴

できない場合がありますので、事前にお問い合わせください。
YouTubeでの配信で、スマートフォンやタブレット端末からも視聴できます。

議会日程（予定）

◎2月26日(月) 開会・提案理由説明

◎3月5日(火) 議案質疑・一般質問

◎3月6日(水)～7日(木) 一般質問

◎3月22日(金) 委員長報告・採決・閉会

※日程などは変更する場合があります。

時間 原則午前10時～

場所 市役所4階議場

※傍聴時に事前の許可が必要な場合があります。事前にお問い合わせください。

※市役所1階市民コーナー（正面玄関入って右）でも、議会中継を視聴できます。

問合せ 「傍聴について」市議会事務局、「コミセンでの視聴について」市社会教育課市ホームページ（人吉市議会→議会中継）

人吉市教育委員会 定例会を傍聴できます 防災行政無線を使った 訓練を行います

定例会を開催します。希望する人は傍聴できます。

期日 2月21日(水)

時間 午前9時30分～

場所 市役所4階委員会室3

問合せ 市学校教育課総務係

地震や武力攻撃などの発生に備え、2月9日(金)に全国瞬時警報システム（Jアラート）の情報伝達試験が行われます。当日は、午前11時に防災行政無線から訓練放送を行います。

※気象・地震活動の状況などで、中止されることがあります。

訓練放送内容

（チャイム）

「これは、Jアラートのテストです。」×3回

「こちらは、防災人吉市です。」（チャイム）

問合せ 市防災課防災係

ご存じですか？ 介護保険関係の所得控除

確定申告などで、所得税や住民税の控除を受けることができます。申告手続きに必要な認定書や確認書の発行が必要な人（対象と思われる人）はお問い合わせください。

障害者控除

身体障害者手帳などの交付を受けていない65歳以上の人で、要介護認定の有無にかかわらず、寝たきり度や認知症の状態が一定の基準に当てはまると認められた場合は、障害者控除対象者認定書を交付します。

この認定の基準日は、原則申告の対象となる年の12月31日です。

医療費控除

おむつ代

おむつ代は一定の要件を満たす場合、医療費控除を受けることができます。申告するときは、支払いを証明する「領収書など」と医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。

■2年目以降で要介護認定を受けている人
おむつ代の医療費控除を受

けるのが2年目以降で要介護認定を受けている人は、前年の状態が継続していると確認できた場合、市で交付する「確認書」で医療費控除を受けることができます。ただし、要介護認定の有効期間が13カ月以上の場合や、前年度中に主治医意見書が作成されていない場合は発行できません。

介護サービス利用料

要介護認定を受けている人が利用した一定の施設・居宅サービスの利用料の自己負担額は、医療費控除の対象となります。申告するときに事業所が発行する「証明書（領収書）」が必要です。

ただし、サービスの種類によっては、自己負担額の半額が対象となる場合や対象外の場合があります。詳しくは国税庁ホームページなどでご確認ください。

※どの控除も必ずしも税金が還付されたり、軽減されたりするとは限りません。

問合せ 「障害者控除について」市高齢者支援課 元氣・長生き係、「医療費控除について」市高齢者支援課介護係